

1. 室蘭地域環境保全連絡会議設置要綱

(連絡会議の設置)

第1条 室蘭地域の環境保全の取組を推進するため、「室蘭地域環境保全連絡会議」を設置する。(以下「連絡会議」という。)

(構成員)

第2条 連絡会議の構成員は、別紙に掲げる室蘭市内の事業者、北海道および室蘭市とする。

(取組)

第3条 連絡会議は、次に掲げる取組を推進する。

- (1) 構成員は、相互に環境に関する情報交換を行い、室蘭地域の環境負荷の低減に努める。
- (2) 構成員である事業者は、自らの環境負荷を調査・把握し、環境負荷の低減を進めるための計画を策定し、実行する。
- (3) 室蘭市は、北海道と連携して、事業者が策定した計画の進捗状況の確認や実績の取りまとめなどを行う。

(事務局)

第4条 連絡会議の事務局は、室蘭市生活環境部環境担当課におく。

(運営)

- 第5条 連絡会議は、必要に応じ、構成員以外の者に会議の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 2 連絡会議は、構成員の発議により室蘭市生活環境部環境担当課長が招集する。

(その他)

第6条 その他、要綱に定めるものの他、連絡会議の運営に関する必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。